

## 指名停止の状況

業者名	指名停止の期間	指名停止の理由	要領適用条項
極東開発工業株式会社	令和7年12月1日から 令和8年1月31日まで (2か月)	極東開発工業株式会社と新明和工業株式会社は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 したがって、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領に基づき、極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社に対し指名停止を行う。	・ 第2条第1項 ・ 第4条第3項 ・ 別表第2第4号
新明和工業株式会社			